

(仮訳)

2025年から2029年までの日本国政府とポーランド共和国政府との間の 戦略的パートナーシップの実施のための行動計画

日本国政府及びポーランド共和国(以下「ポーランド」という。)政府(以下「政府」という。)は、

2024年に迎えた外交関係樹立105周年を想起し、

あらゆるレベルでのコンタクトの強化及び政府間の緊密な協力を想起し、

2015年の戦略的パートナーシップを構築するとの両国による画期的な決定と2025年が両国関係を戦略的パートナーシップに引き上げて10周年となることを特に想起し、

2027年が日本とポーランドとの間の外交関係回復70周年であり、それが様々な分野で二国間関係を拡大する良い機会であることを思い起こし、

日本とポーランドとの間の堅固な友情の絆及び近年の様々な分野における二国間関係の著しい進展を認識し、

特に民主主義、法の支配、人権及び基本的自由といった共通の価値及び原則に対する両国のコミットメント並びにそれぞれの地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献する両国の意欲を再確認し、

法の支配に基づく国際秩序の基礎としての国連憲章の諸原則の重要性を強調し、

欧州及びインド太平洋の安全保障は不可分であることを認識し、

ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争に対して一つに結束するという我々のコミットメントを再確認し、

国連憲章を含む国際法の深刻な違反である、ロシアによるウクライナに対する侵略戦争を最も強い言葉で非難し、

ロシアによるウクライナに対する侵略戦争のような既存のグローバルな法的・政治的枠組みを弱

体化する破壊的試みに対抗する必要性を認識し、

拡大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を非難し、こうした協力はインド太平洋及び欧州双方の安全保障に悪影響を及ぼすものであることを認識し、

インド太平洋地域を取り巻く安全保障環境が、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展や、力又は威圧による現状変更の一方向的な試みなどにより、ますます厳しさを増していることを認識し、

日EU経済連携協定(EPA)、日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)並びに持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ、そして日・EU安全保障・防衛パートナーシップの重要性を再確認し、

日本とNATOの協力関係、特に2023年から2026年までの日・NATO国別適合パートナーシップ計画(ITPP)の枠組みにおける協力の深化の必要性を認識し、

2021年から2025年までの日本とポーランドとの間の戦略的パートナーシップの行動計画が成功裡に達成されたことに対する満足の意を表明し、

2025年2月の日・ポーランド外相会談を機に現行行動計画をその終了前に更新することとし、

2025年から2029年までの期間について、戦略的パートナーシップの実施のための次なる行動計画を採択し、具体的な行動をとることによって、二国間関係を更に強化することを決定した。

1. 政治・安全保障協力

両政府は次の取組をする。

- a) 二国間の定期的なハイレベルの接触を維持すること。
- b) 次の協議を実施することにより、現在の二国間、地域及び国際的な課題に関する両国の外務省間の政治対話を強化すること。
 - ・二年に一度の次官級の政務協議
 - ・年に一度のそれぞれ欧州、アジア、安全保障政策及び政策企画担当の高官による政務協議
- c) 次の取組を通じて国家安全保障及び防衛協力に関する対話を深化させること。
 - ・高官による対話の維持
 - ・外務・防衛当局間の高官による協議の促進
 - ・日本国自衛隊とポーランド軍との間の多国間演習への関与の可能性の探求
- d) 宇宙領域の運用利用に関する協議の可能性を探求すること。
- e) 両国外務省が調整役となり、関係省庁及びその他政府機関が参加する二国間サイバー対話

の可能性を探求すること。

・安全保障の側面や先端技術を含むサイバー及びデジタルの課題に関する両国の関係省庁課長級協議、経験の交換及びベスト・プラクティスの共有の可能性を探求すること

・サイバーセキュリティ分野における協力と交流の可能性を探求すること

- f) 強靱で信頼性のあるサプライチェーンの構築、非市場的政策及び慣行その結果生じる過剰生産への対応、経済的威圧への対処、重要・新興技術の流出防止を含む、経済的強靱性及び経済安全保障に関する協力を強化するための議論を促進すること。

2. 経済協力(インフラ、農業、エネルギー、環境、科学、技術、教育)

2. 1 両政府は、次の取組により、二国間の経済協力、貿易及び投資の深化及び拡大に取り組む。

- a) 2023年5月4日にワルシャワで開催された日本国経済産業大臣とポーランド共和国経済開発・技術大臣の会合において発出された共同声明に基づき、経済協力に関する定期協議を開催すること。
- b) 日本及びポーランドの機関の間における二国間のビジネス関係の発展を促進すること及び日EU・EPAから生じる機会及び利益に関する知見の共有を含め、両国におけるビジネス環境を改善すること。
- c) 日本貿易振興機構(JETRO)及びポーランド投資・貿易庁(PAIIH)の活動を奨励するとともにポーランド・日本経済委員会を含む既存の経済枠組みを継続すること。
- d) 社会保障協定の締結を含め、日本とポーランドの両国におけるビジネス環境を改善すること。
- e) 中小企業の発展を支援することを目的とした二国間協力の機会を探ること。
- f) 知識及び経験の共有を通じて税務分野における税務当局間の二国間協力の強化を奨励すること。
- g) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の成功に向けて協力を促進し、あらゆる分野における両国の協力をさらに強化・発展させていくために、ポーランドパビリオンでの展示と予定されている全ての行事での同国のプレゼンスを有効活用すること。
- h) 観光分野において協力すること及び人的交流を強化すること。
- i) 能力構築支援の提供とビジネス・セクターの関与に重点を置き、ウクライナの復旧及び復興に向けた協力を努めること。

2. 2 両政府は、次の取組により、インフラ及び輸送分野の協力の深化を奨励する。

- a) 交通・インフラ分野における二国間協力を支援すること。
- b) 高速鉄道及び在来線の建設及び拡張の分野における協力を強化すること。
- c) 旅客、貨物、複合一貫輸送の開発における協力を支援すること。
- d) ハイレベル対話、ワークショップ、視察を実施し、鉄道関連イベントへの参加を確保し、国際鉄道見本市 TRAKO の成功への協力を促進すること。

- e) 定期航空業務を行っている指定航空会社の需要を特に強調して、日本とポーランドとの間の直行便を推進すること、及び特に国際民間航空機関(ICA0)における航空分野の協力を強化すること。
- f) 海事及び海上輸送分野における協力を強化すること。

2. 3 両政府は、次の取組により、農業分野の協力の継続及び発展に取り組む。

- a) 既存の国際基準(例:国際食品規格)、日EU・EPA 及びWTO・SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)を考慮し、特に食品安全に焦点を当て、科学的根拠に基づく規制措置を適用することにより、不当な貿易障壁を回避することを通じて相互の農業貿易を促進すること。
- b) 食品安全、獣医学及び植物検疫の分野において規制の透明性及び両国間の協調を強化すること。
- c) 科学研究事業及びイニシアチブの実施並びに農業・食品経済に関する知見及びベスト・プラクティスの共有を含め、農業・食品経済分野における科学研究協力を発展させること。

2. 4 両政府は、次の取組により、エネルギー、気候、環境政策における協力の強化を追求する。

- a) 二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)／カーボンリサイクル及びグリーンシティを含む革新的なグリーン技術の開発に重点を置き、気候変動の緩和及び適応の分野における知見やベスト・プラクティスを共有すること。
- b) 「eモビリティのためのカトヴィツェ・パートナーシップ宣言」に沿って、日本及びポーランドの関係機関間の協力を強化し、クリーン輸送分野(電気及び水素)における専門知識、ベスト・プラクティス及び技術の交換を促進し、ゼロエミッション技術の開発と展開を支援するために両国での進歩を活用することにより、eモビリティにおける協力を強化すること。
- c) 廃棄物管理及び循環経済分野における知見やベスト・プラクティスの交換を通じ、革新的な環境保護手法に関する科学研究分野の協力を強化すること。
- d) 知見及びベスト・プラクティスの交換を通じて都市政策及びスマートシティに関する協力を促進すること。
- e) 強固で強靱な原子力サプライチェーンを構築し、革新炉について協力し、国家原子力インフラを開発することを通じて、2024年11月7日に署名された日本国経済産業省とポーランド共和国産業省との間の原子力の平和的利用に関する協力覚書に基づく協力を強化すること。
- f) 日本国経済産業省及び文部科学省並びにポーランド共和国産業省、開発・技術省及び科学・高等教育省の支援の下、日本原子力研究開発機構(JAEA)とポーランド国家原子力研究センター(NCBJ)との間における高温ガス炉(HTGR)分野の研究・開発に向けた協力を認識すること。
- g) 情報及び知見の共有並びに国家水素・アンモニア戦略の策定及び展開に関する知見の普及を通じ、水素及びアンモニア技術分野の協力を奨励すること。

2. 5 両政府は、次の取組により、医療、科学及び教育分野の協力を促進する。

- a) 日本国文部科学省とポーランド共和国科学・高等教育省との協力の強化、学生及び研究者の交流の奨励並びに将来的な共同研究プロジェクトの発展の促進を目的として、両省間の知見の交換を奨励すること。
- b) 共通の研究分野の拡大を視野に入れた科学技術振興機構(JST)とポーランド国家研究開発センター(NCBR)との間の科学技術に関する協力を継続すること。
- c) 駐日ポーランド共和国大使館と科学技術振興機構(JST)が日本国文部科学省、ポーランド科学アカデミー、ポーランド科学・高等教育省の後援を得て2021年から実施している「マリア・スクウォドフスカ=キュリー賞(羽ばたく女性研究者賞)」を通じて、科学技術分野における女性科学者を奨励するための協力を強化すること。
- d) 大学及びその他学術機関間の交流を促進すること。
- e) ポーランド国立学術交流庁が提供するプログラムも活用しつつ、高等教育分野の協力を奨励すること。
- f) 医薬品及び医療機器の分野における協力を促進すること。
- g) 移植医療の分野での協力、特にドナー同定から臓器移植までのプロセス、利他的献体プログラムの推進を奨励すること。
- h) 国家レベルでの移植医療に関する分析、評価、研究について、関係省庁間の協力を促進すること。
- i) 人口が多い国における保健医療システムの構築と高齢化社会の課題への対応に関する二国間協力と経験の交換を強化すること。
- j) 医療技術評価の分野における関係を確立し、医療技術評価を担当するポーランドと日本の国家機関間の対話を促進すること。
- k) 遠隔医療、ロボット工学、人工知能を中心とした医療技術革新のための医療技術評価に関する情報、ガイダンス、グッドプラクティスの交換を促進すること。
- l) 宇宙研究分野におけるポーランドと日本の機関間の協力を促進すること。
- m) 共通の関心分野を特定する目的で、宇宙航空研究開発機構(JAXA)とポーランド宇宙庁(POLSA)の対話を促進すること。
- n) 包括的で質の高い教育、教職の魅力、学校におけるITとAIに関する課題の分野における、日本国文部科学省とポーランド共和国国民教育省との間の経験の交換を促進すること。

3. 文化・人的交流

両政府は、両国の長い伝統文化に敬意を払いつつ、様々なレベルでの文化・人的交流の促進のために取り組む。

- a) 芸術大学の学生及び研究者だけでなく、芸術家や文化専門家の交流を促進すること。
- b) 特にシヨパン国際ピアノコンクール、浜松国際ピアノコンクール、カロール・シマノフスキ国際音楽

コンクールを念頭に置いた音楽分野での協力及び交流プログラムを歓迎すること。

- c) 両国における和食及びポーランド料理の普及を促進すること。
- d) 両国におけるコンテンポラリーデザイン(工業デザイン、応用美術、グラフィックデザイン、ファッション、建築)を振興すること。
- e) 展覧会開催における交流や協力の分野を含め、国立博物館間の協力を奨励すること。
- f) 様々なレベルでの相互の言語及び文化に関する教育及び研究を奨励すること。
- g) 人的交流を促進するためのワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定に基づいて青少年の交流を支援すること。
- h) 地方自治体のための交流プログラムを発展させること。
- i) 地域協力の可能性に関する情報を共有し、地方自治体による協力構築の努力を支援することによって、二国間における地域協力を活性化させること。
- j) スポーツ分野における相互協力の推進のために選手、指導者、スポーツ専門家及びスポーツ大会主催者の交流を促進すること。
- k) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」等を通じた知的及び学術交流を促進すること。
- l) アジア欧州財団(ASEF)において、共通の関心を持つプロジェクトなどを通じた協力を推進すること。

4. 多国間協力

4. 1. 両政府は、次の取組により、二国間関係を補完する。

- a) 国連システムの枠組みで緊密に協力すること。
 - ・法の支配及び人権に基づく国際秩序を強化する分野において協力すること。特に世界における人権及び基本的自由を促進すべく、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ及びロシアの侵略戦争の文脈におけるウクライナを含む、懸念される地域での人権侵害に対処し、モニタリング及び説明責任に焦点を当てたイニシアチブを支援すること。また、国連安全保障理事会を代表性、包摂性、透明性、効率性、実効性、民主性及び説明責任を備えたものにする緊急の改革を達成するための取組において協力すること。
 - ・国際の平和及び安全の分野における国連総会の役割の重要性を再確認し、国連総会の再活性化のために協力すること。
- b) G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)の枠内でのグローバル・ゲートウェイを含む、日・EUの協力枠組みにおいてより緊密な対話を実施すること。
- c) 日・NATO国別適合パートナーシップ計画(ITTP)やNATOとインド太平洋パートナー(IP4)と間の旗艦事業の下でのものを含む、NATOとのパートナーシップと協力を発展させること。
- d) 民主主義共同体での作業での関与を促進すること。
- e) 三海域イニシアティブ(3SI)での日本との戦略的パートナーシップから生起する地域協力の機会を捉えること。
- f) 「ヴィシエグラード・グループ(V4)+日本」の枠組みにおける事業を追求すること。

4. 2. 両政府は、次の取組により、国際場裏及び地域において、共通の価値及び原則を促進する。
- a) ロシアのウクライナに対する全面的な軍事侵略に断固反対し、国連安保理決議に違反する北朝鮮製の弾道ミサイルの北朝鮮による輸出及びロシアによる調達、ロシアによるこれらのミサイルのウクライナに対する使用並びに北朝鮮の部隊のロシアへの派遣及びウクライナに対する戦闘への参加を含む、拡大する北朝鮮とロシアの間の軍事協力を非難し、ウクライナに対する多面的な支援に関する日ポーランドの協力を継続し、特にウクライナの領土一体性、主権及び独立に関する国境の不可侵の原則並びにロシアによるウクライナ領土の違法な「併合」に対する不承認政策へのコミットメントを確保することを再確認する。
 - b) 東シナ海及び南シナ海における力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対することを改めて表明し、東シナ海及び南シナ海における地域の緊張を高め得る行為に深刻な懸念を表明するとともに、航行の自由の重要性、及び国連海洋法条約(UNCLOS)に反映された国際法に従って、南シナ海における海洋をめぐる紛争の平和的解決を追求することを再確認する。
 - c) 拡散の危機の解決に資する利用可能な手段を用いて、多数国間の軍縮、不拡散及び軍備管理に関する条約及びレジームの完全な履行及び執行を支持すること。北朝鮮の場合においては、北朝鮮に対してあらゆる挑発行為を自制し、関連する国連安保理決議を完全に遵守し、国連安保理決議に従った朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な行動をとるよう強く求めること、及び北朝鮮に対して拉致問題の即時解決を強く求めること。
 - d) 自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実現に向けた協力を促進すること。
 - e) 特に東方パートナーシップその他のEU近隣諸国に関する地域協力を継続すること。
 - f) 表現の自由及び法の支配といった両国が共有する原則に則して、偽情報に対抗する両国の決意を確認すること。

5. その他の重要事項

- 5. 1 この行動計画は両政府間の国際約束を構成しない。この行動計画におけるいかなる事項も、両政府に国際法に基づく法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものではない。
- 5. 2 この行動計画の解釈又は実施から生ずるいかなる相違も、両政府間の協議を通じて友好的に解決される。
- 5. 3 この行動計画の進捗状況は、政務協議における両政府による年次評価の対象となる。
- 5. 4 この行動計画は、2025年3月1日に開始し、2029年12月31日に終了する。
- 5. 5 この行動計画は、両政府の書面による相互の同意によりいつでも修正することができる。

2025年2月28日に東京で英語による本文二通に署名した。

日本国政府のために

ポーランド共和国政府のために